

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案
意見募集の趣旨	<p>都市計画法及び関係政省令が改正され、令和4年4月1日から、市街化調整区域内において特例的に開発を認める大規模指定既存集落や既存集落内の自己用住宅に係る開発許可の対象となる区域(以下「許可対象区域」という。)に、開発不適地である災害危険区域等が含まれている実態があることや、近年の災害において市街化調整区域での浸水被害や土砂災害が多く発生していることを踏まえ、許可対象区域に災害リスクの高いエリアを含めないことが法令上明確化されました。</p> <p>これに伴い、「桐生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」の一部を改正し、許可対象区域から災害リスクの高いエリアを含めないこととなります。</p> <p>つきましては、市民の皆様の御意見を反映した方針とするため、広く市民の皆様の御意見を募集いたします。</p>
意見を提出できる人	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市内に住所を有する個人</li><li>2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体</li><li>3 市内の事務所又は事業所に勤務する人</li><li>4 市内の学校に在学する人</li><li>5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体</li></ol>
意見の募集期間	令和3年8月30日(月)～9月29日(水)
意見の提出方法	<p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください(「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください)。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対する意見かを明記してください(案全般に係る意見の場合はこの限りではありません)。なお、決められた書式はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 直接提出・・・桐生市役所4階建築指導課へ提出してください(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)。</li><li>(2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所建築指導課あて送付してください。</li><li>(3) ファクシミリ・・・0277-46-2307へ送信してください。</li><li>(4) 電子メール・・・shido@city.kiryu.lg.jpへ送信してください。</li></ol> <p>※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。</p>
参考資料	
担当	都市整備部 建築指導課 開発指導係 電話 0277-46-1111 (内線 674)
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報公表しません。

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。</li><li>・ 提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。</li></ul>
--	--